大阪府給付点検調査に係る事務処理方針（案）

**資料８－２**

平成31年３月〇日策定

国民健康保険法（以下「法」という。）第75条の3から第75条の6までの規定に基づき保険者である大阪府（以下「府」という。）が保険給付の点検調査等を行うに当たり、給付点検調査に係る事務処理方針を次のように定める。

１　目的

この方針は、市町村が行う被保険者に対する保険給付に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の給付点検調査において、個別市町村では実施が困難な広域的な見地又は医療に関する専門的な見地によるものを府が対応することにより、より効果的かつ効率的な給付点検調査を実施することを目的とする。

なお、市町村が診療報酬等の支払の適正化を図るため、「診療報酬明細書点検調査事務処理要領」（昭和55年保険発第42号厚生省保険局国民健康保険指導管理官通知別添）に基づき実施している給付点検調査（二次点検を含む）については、この事務処理方針とは別に、今後も市町村が担うものである。

２　給付点検調査に係る情報の提供

　府は、法第75条の３の規定に基づく情報提供について、市町村から提出された情報提供に関する同意書に基づき、国保総合システム専用端末を活用して給付点検調査に係る情報を閲覧することをもって、市町村からの情報提供に代えることとする。

なお、府は、市町村による保険給付の適正な実施の確保等の観点からレセプトを閲覧するものであり、法第41条の指導及び法第45条の2の監査に係るものは含まない。

３　給付点検調査の項目

　　府が給付点検調査を行う項目は、次に掲げるものとする。

1. 広域的な観点によるもの
2. 縦覧点検及び横覧点検

大阪府内の市町村間で異動した同一被保険者のレセプトについて、重複請求や診療行為の回数算定誤り等が行われていないか点検するもの。

1. 被保険者等からの情報提供に係るレセプト点検

被保険者等から不正請求等の疑いがある旨の情報提供があった保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に係る大阪府内被保険者のレセプトを点検するもの。

1. 医療に関する専門的な観点によるもの

①　大阪府知事の権限による医療機関指導監査担当部署からの情報提供に係るレセプト点検

大阪府知事の権限による医療機関指導監査担当部署から不正請求情報等の提供があった保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に係るレセプトを点検するもの。ただし、府による点検の結果、法第41条の指導及び法第45条の2の監査の実施が必要であると判断したレセプトは、別途、市町村から医療機関指導監査担当部署へ提供を行うものとする。

②　近畿厚生局長及び大阪府知事の権限による保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対する個別指導及び監査実施後に係るレセプト点検

近畿厚生局長及び大阪府知事による個別指導の結果、不当な診療報酬等請求が認められた保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、指導等の後も改善が見られず、継続して不当な診療報酬等請求の疑いがあるレセプトを点検するもの。ただし、府による点検の結果、法第41条の指導及び法第45条の2の監査の実施が必要であると判断したレセプトは、別途、市町村から指導監査担当部署へ提供を行うものとする。

1. その他

広域的な観点によるもの又は医療に関する専門的な観点によるもので、府が給付点検調査の項目として適当と判断したもの。

４　給付点検調査の実施方法

　　府は上記３の給付点検調査を次に掲げる方法で行うものとする。なお、府が効果的と認める場合は、外部委託により給付点検調査を行うことがある。

（１）広域的な観点によるもの

①　縦覧点検及び横覧点検

府は、国保総合システム専用端末でレセプト情報等を閲覧し、給付点検調査を行う。また、府が再審査請求を行う際は、市町村と重複して再審査請求が行われないよう調整したうえで、大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求を行う。

②　被保険者等からの情報提供に係るレセプト点検

府は、関係市町村に文書により情報提供を行う。情報提供を受けた市町村は、その内容を保険医療機関等に確認するなどの調査を行ったうえで、必要に応じ、大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求を行う。

なお、市町村は、調査の結果、不正又は著しい不当な請求が疑われる事案があると判断した場合は、保険医療機関等の指導監査に移行できるよう、大阪府知事等の権限による医療機関指導監査担当部署へ関係書類を添えて情報提供を行う。

（２）医療に関する専門的な観点によるもの

1. 大阪府知事の権限による医療機関指導監査担当部署からの情報提供に係るレセプト点検

府は、関係市町村に文書により情報提供を行う。情報提供を受けた市町村は、その内容を保険医療機関等に確認するなどの調査を行ったうえで、必要に応じ、大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求を行う。

②　近畿厚生局長及び大阪府知事の権限による保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対する個別指導及び監査実施後に係るレセプト点検

府は、関係市町村に文書により情報提供を行う。情報提供を受けた市町村は、その内容を保険医療機関等に確認するなどの調査を行ったうえで、必要に応じ、大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求を行う。

（３）その他

府が給付点検調査の項目として適当と判断したものについては、その内容に応じた方法により、給付点検調査を行うものとする。

５　給付点検調査後の事務処理

　　給付点検調査に係る再審査請求（市町村への情報提供を含む）後の事務処理については、次に掲げるとおりとする。

（１）給付点検結果の報告（法第75条の4第2項）

市町村は、府から給付点検調査の情報提供を受けた場合は、その内容について給付点検調査を行い、点検結果等を文書により府に報告するものとする。

（２）保険給付の取消しの勧告（法第75条の5）

府は、再審査請求後に、市町村が再審査の求めに係る保険給付の全部又は一部を取り消さない場合であり、当該保険給付が違法又は不当に行われたものと認めるときは、当該市町村からの意見聴取を行ったうえで、当該保険給付の全部又は一部を取り消す勧告ができる。

　　　ただし、大阪府国民健康保険団体連合会が設置する国民健康保険診療報酬審査委員会又は支払基金に設置する審査委員会若しくは特別審査委員会に対する再審査の求めに係る保険給付については、取消し勧告を行うことができない。

（３）保険給付費等交付金の減額（法第75条の6）

府は、上記（２）に記載する取消し勧告を行ったにも関わらず、市町村が保険給付の取消しを行わない場合は、当該勧告に係る部分に限り、保険給付費等交付金（普通交付金）を減額することができる。なお、保険給付費等交付金を減額する際は、当該市町村にその旨を通知し、弁明する機会を与えることとする。

６　その他

給付点検調査を実施する中で、点検調査項目や実施方法等は随時見直しを行い、必要に応じて対応をするものとする。

（文書番号）

（ 例　文 ）

平成　　年　　月　　日

△△市町村国民健康保険主管課長　様

大阪府健康医療部国民健康保険課長

再審査申出の必要があると思われる保険給付〔診療報酬明細書・調剤報酬明細書・訪問

看護療養費明細書〕の確認について（依頼）

　大阪府において、〔〇〇〕を行ったところ、下記のとおり疑義のある保険給付の事案がありました。

つきましては、貴保険者において、下記〔保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所〕に関して、同様の事例がないかご確認いただきますようよろしくお願いします。

　確認した結果、不適切な事案があった場合は、本府で抽出した事案と併せて大阪府国民健康保険団体連合会あてに再審査申出を行ってください。

　また、確認いただいた結果については、不適切な事案の有無に関わらず、平成　　年　　月　　日までに、本府あて別紙様式によりご報告をお願いします。

記

１　不適切と疑われる事案の概要

　　・保険医療機関等の名称　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　・内容

（文書番号）

（別紙様式）

平成　年　月　日

大阪府健康医療部国民健康保険課長　様

△△市町村国民健康保険主管課長

再審査申出の必要があると思われる保険給付〔診療報酬明細書・調剤報酬明細書・訪問

看護療養費明細書〕の確認結果について（回答）

　平成　　年　　月　　日付け国健第　　　号で大阪府から依頼のあった再審査の要否を確認しましたので、下記のとおり報告します。

記

【いずれかを選択】

□　不適切な事案はありませんでした。



□　不適切な事案があり、大阪府国民健康保険団体連合会あてに再審査の申出を行いました。

　　・再審査申出年月日：　平成　　年　　月　　日

・再審査申出件数：　　　　　　　　　　件

・金　　　　　　額：　　　　　　　　　　円

　（内訳は別紙のとおり）

□その他

例）

　当該保険給付は、一次点検で不適切な事案として再審査請求を行っているところであり、府から依頼のあった再審査の要否を確認できないため